

◎議長（青野隆一議員）

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第18号によって進めます。

日程第1、認第1号「令和3年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第7、認第7号「令和3年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの7案件を一括議題といたします。

この際、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長。

〔決算特別委員長 奥山格議員 登壇〕

◎決算特別委員長（奥山格議員）

おはようございます。今定例会において、当決算特別委員会に付託されました、認第1号「令和3年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」をはじめとする決算議案7案件に対する審査の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会は、去る9月12日及び13日の2日間にわたり、議場において総括質疑を行い、市長、教育長、各行政委員会の長並びに各課長、室長の出席を求め、委員全員による委員会を開催し、監査委員より提出された各会計歳入歳出決算、及び基金運用状況審査意見書、財政健全化・経営健全化審査意見書並びに、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、さらに、主要な施策の成果と予算執行の実績報告書に基づき、具体的に予算の執行状況等について審査を行い、終始活発な質疑応答が展開されました。

さらに審査の慎重を期するため、2つの分科会を設置し、これに付託の上、去る13日から、それぞれの分科会において、細部にわたり審査を行ってまいりました。その分科会の審査の結果につきましては、昨日開かれました決算特別委員会において各分科会委員長から、それぞれ報告がなされたところであります。

この際、総括質疑における審査の概要について申し上げますが、決算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、簡潔にご報告いたします。

また、細部につきましては、各分科会委員長の報告によって、ご承知置き願います。

まず、最初に長期間にわたり、膨大な資料に目を通されるなど、決算の審査に務められました監査委員のご労苦に対し、心より敬意を表するものであります。

また、令和3年度一般会計及び特別会計の形式収支、実質収支、並びに、財政健全化指標等の総括事項につ

いては、各提出書類に記載されておりますので、割愛させていただきます。

最初に、一般会計の概要について申し上げます。

令和3年度決算における経常収支比率は、前年度より5.1ポイント改善したものの、財政力を判断する財政力指数は前年度より0.01ポイント減少し、実質公債費比率は前年度より0.2ポイント上昇しております。

今後も地域経済回復や生活支援など、新型コロナウイルス感染症に関する継続した支援策が必要であり、加えて、学園構想等の大規模事業も控えているなど、課題は山積しております。このようなことから、財政運営は今後ますます厳しくなることが予想されるため、各事業の執行に際しては、国や県の補助金、有利な地方債の活用、さらには、雪とスイカと花笠のまちふるさと尾花沢応援基金等も活用しながら、健全財政の維持に努められるよう要望したところであります。

次に、歳入について申し上げます。

市税の不納欠損額については、地方税法に基づき、担税能力のない方の執行停止や、時効などによる徴収権の消滅により処理を行ったものであり、滞納者を減らすことが不納欠損額を減らすことにつながるため、新たな滞納者を作らないよう収納対策に努めていることから、収入未済額の削減も含め、引き続き収納率の向上に努められるよう要望したところであります。

次に、歳出について申し上げます。

予算現額に対する歳出決算額の割合は91.5%で、本市の過去10年及び他市の令和2年度決算の状況と比較しても同程度とのことでありますが、有効かつ適正な予算執行に努められるとともに、当初予算編成時においては、長期的な視点に立ちながら、財政調整基金繰入金の縮減に努められるよう要望したところであります。

まず、第2款総務費について申し上げます。

ふるさと大使事業については、名刺を製作するにあたり、銀山温泉や冬の徳良湖の動画や、市の特産品が見られるQRコードを付けたほか、もらった人が市内の温泉施設で優待券として使える特典を併せて盛り込むなど、新しい発想で取り組んだとのことでありますが、尾花沢市を全国に発信していただけるよう、大使の活躍に対する、大使の活動に対するさらなる予算の確保を検討されるよう要望したところであります。

路線バス運行費については、大石田駅通学線運行は、高校生の足として一定の成果があるとのことでありますが、バスを待つ生徒の実状を調査し、安心安全にバスを利用できるよう要望したところであります。

また、路線バス運行業務委託料については、燃料費を含み契約を締結しているとのことでありますが、昨今の社会情勢の変化により、契約時よりも燃料費は高騰していると思われることから、これを委託方法のあり方を見直すきっかけとし、受託者の現状を考慮し進められるよう要望したところであります。

ふるさと納税については、新たな返礼品の開発をはじめ、ポータルサイトに掲載する返礼品の写真撮影、SEO対策、ポータルサイトの一元管理システムの改修などにより、寄附額の増加に結び付いたとのことであります。また、寄附額が増えたことにより、雇用の創出や農業資材購入など、幅広く地域への還元がなされているとのことでありますが、一方で、ポータルサイトの利用料や決済手数料等については、高額となっていることから、費用対効果を分析しながら、さらなる寄附額の拡大に向け取り組まれるよう要望したところであります。

次に、第3款民生費について申し上げます。

高齢者社会参加促進事業については、要介護度4、5の認定を受け、ストレッチャー装備車等を必要とする方を対象としたリフト付きタクシー券の交付と、満65歳以上で普通自動車運転免許証を持っていない方を対象とした、高齢者おもしろタクシー券の交付を実施しているとのことでありますが、リフト付きタクシー事業は、交付枚数に対し使用枚数が少なく、利用率が上がらない状況が見受けられ、自己負担が要因とも考えられることから、補助率の引き上げについて検討されるよう要望したところであります。また、おもしろタクシー券の利用については、電子決済支払いも選択できるようにするなどの改善策を、全庁的に連携して検討されるよう要望したところであります。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

環境衛生費の業務委託料については、繰越明許費の理由について質し、年度内完成を予定していた環境基本計画改定作業について、事業者との意見交換、市民アンケートの実施に時間を要することから、5月末の完成に期限を変更した旨説明を受けたところであります。

次に、第5款労働費について申し上げます。

シルバー人材センター運営費補助金については、国の基準により会員数が150人を下回る、または就業延べ人日数が500人以下となった場合、国の補助金の算定基準となるランクが現在よりも下がってしまい、補助額も減額となることから、今後もシルバー人材センターの安定的な運営が継続できるよう、バックアップ

していく旨の説明を受けたところであります。

次に、第6款農林水産業費について申し上げます。

新加工品開発事業については、販路開拓、機械設備等購入、調査研究開発に係わる費用を、6次産業化総合支援事業費補助金で助成し、本市の6次産業化を途絶えさせないよう進めているとのことでありますが、今後、街中観光の発展のためにも、新たに市の目玉となるような、お土産品の開発等に取り組まれるよう要望したところであります。

国土調査費については、現地調査は完了しているが、県の認証及び登記が完了していないものが8工区あるため、早期の登記完了に向けた資料作成を進めているとのことでありますが、国、県の認証基準の厳格化や測量調査後の異動に伴う確認作業に時間を要し、新規調査が実施できていないことから、根気強く事業の推進に取り組まれるよう要望したところであります。

次に、第7款商工費について申し上げます。

徳良湖周辺施設については、コロナ禍においても3密を避けながら楽しむことができる、オートキャンプ場の利用者の増加や、市内外から多くの方が訪れる人気スポットとなった、モジュラーパンプトラックの新設に加え、指定管理者である株式会社尾花沢市ふるさと振興公社の意欲的な取り組みなどにより、周辺施設の集客につながっているとのことでありますが、モジュラーパンプトラックの運営については、若者を中心に担っており、今後も利用者増加が期待できることから、新たなアイテムの導入など、パンプトラック運営に幅が持てるよう、予算の拡充なども含め、市のさらなる支援を要望したところであります。

中小企業者等除雪経費助成金については、豪雪対策本部が設置された場合、雇用保険加入者3名以上の企業に対し、従業員1人当たり3,000円以内で除雪経費の助成を行う制度であるとのことでありますが、雪国尾花沢でも安心して操業していけるよう、補助要件の緩和、支給単価の増額など、中小企業者に対する支援策の拡充について検討されるよう要望したところであります。

次に、第8款土木費について申し上げます。

住宅リフォーム支援事業費補助金及び不良住宅除却促進事業費補助金については、どちらも年々補助件数が増加しているとのことでありますが、事業を継続することにより、市民への補助参加の周知がさらに広がり、定住の促進、そして不良住宅の除却がさらに進むよう、今後も引き続き事業継続に努められるよう要望したところであります。

次に、第9款消防費について申し上げます。

緊急車両購入事業については、近年頻発する大雨等に伴う自然災害や山岳事故発生時において、狭隘道路や悪路でも走行できる軽四輪駆動車を令和3年12月末に導入し、気象警報発令時の警戒巡視や各種予防広報活動などで運用しているとのことですが、今後も住民の生命、身体、財産を守るため、災害対応に有効な資機材の整備に努められるよう要望したところであります。

次に、第10款教育費について申し上げます。

小中学校大型提示装置等購入については、タブレット端末の画面や教材を大型提示装置に映し出し、授業において子どもたちの理解を深めるため活用しており、タブレット電源アダプタ購入については、子どもたちがタブレット端末を持ち帰り、各家庭で調べ学習やオンライン学習等を行う際の充電用として、環境整備を図ったものであります。

また、小中学校情報端末整備事業については、プロジェクターの活用により、さまざまな会場のスペースに合わせ映写することができ、学校における各種行事や講演会などで活用しているとのことですが、今後も新しい学習方法などへの取り組みに、教職員の方々のご協力をいただきながら、機器を有効活用されるよう要望したところであります。

旧安久戸分校改修工事については、空き公共施設の利活用に関する検討行程に沿って、地域に譲渡したとのことですが、これを1つの事例として、今後とも地域の課題や要望に応じた、空き公共施設の利活用が図られるよう要望したところであります。

子育て応援学校給食費支援事業及び第3子以降給食費全額助成については、交付要綱に基づき、対象者に対し適切に支援しているとのことですが、栄養バランスの取れた給食は、子どもたちの健やかな成長のためにとっても大事であり、また、子育て支援につながるよう、つながる事業であることから、今後も事業の充実を図られるよう要望したところであります。

以上が、特別委員会における総括質疑の概要ですが、昨日、分科会委員長から詳細にわたり審査報告がなされた事項と併せ、当局におかれましては、審査の過程で各委員から提起されましたさまざまな意見、並びに要望に対し、十分に意を配するとともに、議会の総意を今後の行財政運営に反映されるよう、強く要望いたします。

自治体における財源確保は、厳しい状況であることから、自主財源の確保と行財政改革に引き続きしっか

りと取り組み、限られた財源を、より効率的かつ計画的に運用し、さらなる市民福祉の向上と市政の発展に努められるよう強く要望するものであります。

以上、決算特別委員会の審査の概要について申し述べましたが、付託された令和3年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算をはじめとする決算議案7案件については、全会一致をもって、いずれも原案のとおり認定すべきであるとの決定をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

結びに、決算議案の審査にあたり、詳細なる資料を提供され、誠心誠意、説明にあたられました市当局、並びに長期間にわたり監査に臨まれました監査委員、そして真剣に審査にあたられました委員各位に対し、深く敬意を表するとともに、衷心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

◎議長(青野隆一議員)

この際、申し上げます。決算特別委員長に対する質疑であります。決算特別委員会は全議員で構成していることから、これを省略いたしますので、ご了承願います。

次に、討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、採決いたします。まず、認第1号「令和3年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第1号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第2号「令和3年度尾花沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第2号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第3号「令和3年度尾花沢市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第3号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第4号「令和3年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第4号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第5号「令和3年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第5号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第6号「令和3年度尾花沢市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第6号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第7号「令和3年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第7号は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、一般議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第8、議第46号「尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第19、議第57号「人権擁護委員の推薦について」までの12案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、12案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第8、議第46号「尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第46号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第46号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第47号「尾花沢市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第47号を採決いたします。本案を原案

のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第47号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第48号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第48号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第48号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第49号「尾花沢市過疎地域の持続的発展に支援に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第49号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第49号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第12、議第50号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第50号を採決いたします。本案を原案

のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第50号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第51号「尾花沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第51号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第51号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第14、議第52号「尾花沢市運動公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。和田哲議員。

◎11番(和田哲議員)

3点お伺いします。まず1つ目は、この条例改正をするこの背景を教えてください。

次、2点目でありますけれども、今回は営利活動を目的とした使用について、料金を高い金額に設定しているという条例であります。この営利活動、具体的にはこういった活動を示すのか、教えていただければと思います。

3点目ですけれども、この金額の妥当性についてお伺いしたいと思います。この料金設定、会議室、ステージは1時間当たり1,000円、放送機具については1日当たり2,000円と設定したその理由について、お尋ねしたいと思います。お願いします。

◎議長(青野隆一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木敏君)

まず1点目の背景でございますけれども、これまで野球場ですとか、サッカー場、またアリーナの部分については、営利団体が使用する際の料金設定になっておったところですが、いわゆる会議室などで使

用している部分についての、営利目的の利用料金設定がなかったということで、新たに設定するものでございます。

背景といたしまして、GSMがなくなった際に、あそこの施設を活用して使いたいというのは、問い合わせなどがあったということもありまして、その際に料金設定がなかったということもありまして、新たに料金設定のほうをしたところでございます。

どのような活動ということなんですけれども、やはり今申しましたように、ああいった会議室を活用して、会議室以外のところも含めてなんですけれども、料金を取りながら活動するような団体が出てくることを想定しての設定になります。

金額につきましては、ほかの自治体などの体育館の使用料などを参考にして設定したところでございます。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

和田哲議員。

◎11番(和田哲議員)

1点目及び2点目につきましては、そういった需要があると。そして今後も需要が見込まれるということで承知いたしました。

3点目の金額設定でありますけれども、ほかの自治体等の料金設定も鑑みて、ある程度公平性という観点から、料金設定をされたのかなと思います。再度お尋ねしたいと思います。この会議室、ステージ、放送機具、尾花沢市においては、これまでの料金設定の比率でありますけれども、会議室は200円で、ステージは391円と、会議室から見れば、金額が1番高い設定になっているかなと思われ。やはりそれほどステージといいますのは、体育館の中でも非常に目立つ部分でもありますし、これまで会議室とステージが料金設定が結構差があったんですけれども、今回どちらも1時間当たり1,000円という形で、同じ料金に設定されているかなと思います。これにつきましても料金を、2つの利用を同額にされたという理由もありましたら、教えていただければと思います。

◎議長(青野隆一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木敏君)

会議室ステージともに1時間当たり1,000円ということなんですけれども、こちらにつきましても、ほかの自治体などの例を参考にしながら設定したところでございます。

◎議長(青野隆一議員)

和田哲議員。

◎11番(和田哲議員)

利用促進をするという意味では、やはりこの利用者推移、金額かなと私も思っております。

ただ、これまで利用料金として、しっかりと収入があった部分がですね、1時間当たりの金額は高くなるものの、使う目的によって、これまで金額の差が生じていた部分が同額になるわけですので、引き続きですね、この金額の妥当性、公平性という観点と、あとは利用料金の収入という観点からですね、その金額の妥当性についても、引き続き検証しながら運営していただければと思います。よろしく申し上げます。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

ほかに、ご質疑ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第52号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第52号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第15、議第53号「尾花沢市花笠高原施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第53号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第53号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第16、議第54号「尾花沢市徳良湖湖面利用施設設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。条例の設定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

3点ほど質問あります。まず団体、個人の料金設定の根拠について。2番目には、施行日が令和5年の4月1日からになっております。この理由をお聞きしたいと思います。あと最後に、利用施設に関して、場所の設定はあるんですけれども、ここに決めた理由について、3点お願いします。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

今3点ご質問いただきました。まずこの料金設定の根拠でございます。まずはこの別表28ページにございます別表第5をご覧くださいと思いますが、まず区分としまして団体と個人、あとまた単日で利用する場合と通年、年間を通して利用する場合というような形での区分でございます。

こちらの料金につきましては、単日で設定する場合の団体も個人も同じでございますが、1人につき1日当たり910円となっております。

こちらの算定の根拠につきましては、保険、そのご利用する方の保険料と、あとここを維持管理していくための費用等を積み上げて、910円の消費税というような形にしております。

また年間を通してというものにつきましては、今1団体1年間当たりということで、1万5,000円の設定にしております。こちらにつきましては、現在今1団体、年間を通じて目的外使用として利用している団体がございます。そちらに今お貸ししている部分を考慮し、年間のこちらにも保険料算定分も入れながらというようなことでやっております。

また個人につきましても、年間使用でされる方、今後出てくるスキー場のシーズン券と同じような形でお借りしたいというような方も出てくるかと思ひまして、こちらの設定にしております。

それぞれ使用料につきましては、非営利、公益性の高い団体につきましては、使用料の減免等も含めているところでございます。

またこの条例、令和5年4月1日からというふうなことにしております。ご存知のとおり、徳良湖の湖面につきましては、11月後半ぐらいから降雪によって、ある程度湖面が雪で閉ざされてしまうというようなこともございますので、今回制定していただきまして、土地改良区さん、関係団体との今調整もだいたい終わ

ってはおりますけれども、その降雪を終わって、春また利用が始まる時から施行して使用していただくというふうなことを想定しております。

また利用の場所ということでございますけれども、湖面、ご存知のとおり灌漑用水の溜め池でございますので、どこからでも勝手に入ってもらっても困るといようなこともございますし、今回のこの目的としましては、ある程度の一定のルール、安全管理をするためのルールを決めているものでありますので、利用のための申請、それに許可という手続きを整備しながらと思っております。

今現在、貸しボートのためにやっている、たぶん目的外使用している業者さんはおりますが、そこその溜め池の中に入れる場所というようなことを限定して、入水していただくというふうなことを想定しております。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

説明を聞きまして、もう少し聞きたいところがあります。

今回場所ですよ、施設の場所としては、尾花沢市大字二藤袋字徳良池1316の5とあります。今Googleマップとか、さまざまなツールを使いますと、この番地がどこなのかというのは、たぶん出てくると思うんですけれども、湖広いですので、どこなんだろうというのが、現場にいて分からないような位置なのかなと私は思いました。

このあたりは、これから施設のほうの位置関係の看板なり、あとはポイントなりを付けることで、解消できるとは思うんですけれども、これは十分注意していただきたいと思いますが、そのような工夫は考えているのでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

先に申し上げましたとおり、入水するポイントというのも決めてございます。オートキャンプ場の受付だったり、あと基幹集落センター、あと今あの貸しボート業のあたりの3カ所を入水ポイントとして考えておりますので、そちらに誘導するような、また市のGoogleマップ等々利用しまして、広く周知していきたいと思ひます。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

分かりました。工夫してください。あともう1つは施行日なんですけれども、令和5年4月、春からということで先ほどご説明ありましたけれども、今週末も大きな大会が湖で開催されたり、さまざま秋の事業で活用されると思います。湖のほうをもっともっとより良く使っていただくためには、本当にすぐにでも施行していただきたいなと私は思っているんですけれども、その点、今年の秋に開催される内容に関しまして、どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

まずこの令和5年4月1日施行ということにつきましては、やはり市民をはじめ、ご利用する方への制度周知という期間を設けたいというようなことも1つでございます。また秋に開催する大会の主催者側とも、今十分な協議をしまして、安全管理に配慮するというようなこと、また救助艇の用意なども含め、安全管理を万全にしているところでございます。

これまで逆に言えば、そういう安全管理の規定というものが無いというようなことだったものですから、やはりこの条例を定めまして、より安全に使っていただくというようなことにしていきたいと思っております。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

ほかに、ご質疑ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第54号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第54号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第17、議第55号「人権擁護委員の推薦について」から、日程第19、議第57号「人権擁護委員の推薦について」までの3案件を一括議題といたします。

この際お諮りいたします。議第55号「人権擁護委員の推薦について」から、議第57号「人権擁護委員の推薦について」までの3案件については、人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、3案件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

まず、議第55号「人権擁護委員の推薦について」を採決いたします。本案はこれを同意することに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第55号は、これを同意することに決しました。

次に、議第56号「人権擁護委員の推薦について」を採決いたします。本案はこれを同意することに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第56号は、これを同意することに決しました。

次に、議第57号「人権擁護委員の推薦について」を採決いたします。本案はこれを同意することに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第57号は、これを同意することに決しました。

この際、申し上げます。皆様方のお手元に配付いたしておりますとおり、市長より、「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」及び「尾花沢市副市長の選任について」の2案件の議案が提出されております。

お諮りいたします。これら2案件の議案を、日程第20及び日程第21とし、本日の議事日程に追加したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、2件の議案は、本日の議事日程に追加することに決しました。

これより、追加議案の上程を行います。

日程第20、議第58号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」及び、日程第21、議題59号の「尾花沢市副市長の選任について」の2案件を一括上程いたします。

この際、市長より、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

今定例会に追加提案いたしました議案の概要について、説明申し上げます。

議第58号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算（第6号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,185万2,000円を追加し、予算の総額を134億7,437万5,000円とするものです。

歳出につきましては、家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入を支援する再生可能エネルギー設備導入事業補助金、原油価格が高騰する中、低所得世帯における灯油購入費等を支援し、経済的負担を軽減するため、新型コロナウイルス緊急対策第21弾として取り組む福祉灯油購入助成事業、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保し、感染予防、発症予防及び重症化予防を図る新型コロナウイルスワクチン追加接種事業を追加するものです。

歳入につきましては、国庫支出金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、県支出金については、福祉灯油購入助成事業費補助金を追加し、普通交付税により予算を調製するものであります。

次に一般議案について、ご説明申し上げます。

議第59号「尾花沢市副市長の選任について」ですが、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得るため、提案するものです。

以上が、今定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。審議の過程におきまして、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、本件につきましても慎重なご審議の上、原案のとおりご可決、ご同意くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

◎議長（青野 隆 一 議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第22、議第58号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算（第6号）」及び、日程第23、議第59号「尾花沢市副市長の選任について」の2案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野 隆 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、2案件の議題については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第22、議第58号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。伊藤浩議員。

◎8番（伊藤 浩 議員）

1点お伺いをいたします。福祉灯油購入事業でございますが、従来比で5割ほど事業費が増えていると。その背景を見ますと、県の助成金が増えた部分がございます。この部分についてなんですが、いわゆる県としては、単年度的に考えているものか、あるいは継続して来年度以降、またこのような形で助成しようとしているのか、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

◎議長（青野 隆 一 議員）

福祉課長。

◎福祉課長（吉野 真 広 君）

ただ今、伊藤議員のほうからご質疑ありましたが、この件につきましては、県のほうでは令和4年度限りの臨時的、特例的な措置であるということでございます。

拡充分の予算につきましては、現行に合わせまして、新規事業として、低所得世帯に対する原油高騰対策特別支援事業として予算化されております。以上です。

◎議長（青野 隆 一 議員）

伊藤浩議員。

◎8番（伊藤 浩 議員）

県のほうでは、令和5年度までというような今の段階でございますけれども、やはり今の現状、かなり化石燃料が高騰しているという中でございますので、状況を見ながら、ぜひ今年度のこの事業内容で継続できるように、今後も県のほうに要望すべきと考えます。いかがでしょうか。

◎議長（青野 隆 一 議員）

福祉課長。

◎福祉課長（吉野 真 広 君）

市のほうとしましても、県に対しては令和5年度の重要事業をとおしては、もう要望しているわけでありましてけれども、機会を捉えて、県のほうに要望していきたいとこのように考えております。以上です。

◎議長（青野 隆 一 議員）

鈴木清議員。

◎10番（鈴木 清 議員）

私も同じく、福祉灯油助成事業についてお尋ねしたいと思います。3点ほどあります。

1つ目は、今日の山形新聞にも記事が載っておりますけれども、冬の暮らしに灯油高ずり、という見出しでありました。消費者連合会と小売業との初交渉がありまして、1リットル114円となったという記事が載っていました。記事によれば、2008年のリーマンショックの時に116円で、2円違いますけれども、それ以来の高値になっております。

1つ目の質問は、現在の原油高騰、物価高、それからリーマンショック級の、災害級の認識があるかどうかを1つ目お尋ねしたいと思います。

2点目は、対象者が、対象世帯が820世帯とあります。昨年度の実績報告書を見ましたところ、696世帯の執行でしたので、執行率でいうと85%になります。残りの15%、周知が滞り伝わっているのか。なぜ85%の執行率なのかというのをお尋ねしたいと思います。

3点目は、各自治体が昨年度から上乘せをしております。今年度は県が2倍をしましたが、本市は2,500円の現状維持であります。ほかの自治体は、合計で1万円のところが、長井、南陽、寒河江、大石田町と続いておりまして、本市でも上乘せをする必要があると考えておりますが、その考えはないでしょうか。以上3点お願いします。

◎議長(青野隆一議員)

福祉課長。

◎福祉課長(吉野真広君)

先に災害級なのかという質疑でございました。確かに当時のリーマンショックの原油価格と比べますと、同様級でありますけれども、それでは原油が2倍になっているのか、生活の質が2分の1になっているのかということと鑑みますと、なかなかそこまではなっていないのかなというふうには捉えておりますが、市民生活に影響出ないように、こちらのほう、福祉としても考えておりますけれども、この助成事業はあくまでも、利用者の負担軽減を図るものでありますので、その周知については、この灯油券だけでひと冬を越してくださいという事業ではございませんので、その理解については、周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

あと820世帯になったということでもありますけれども、先に議員の皆様方からは、低所得者に対する臨時交付金等でご可決をいただいて、10万円の給付なら、5万円の給付ならということはありませんけれども、今回のこの予算を審議、そしてこちらのほうで概算す

るにあたり、そこら辺も換算しまして、この820世帯ということになりましたので、市のほうとしましても、市報等、周知徹底しながら、なるべく執行率を上げていきたいなというふうに思っております。

実際には、使うという時に、もう春になったという部分もありますけれども、こちらのほうは期間限定でありますので、そこら辺も十分に周知徹底していきたいなと思っております。

あともう1つ、ほかの自治体のほうで、助成金のほうをもちよっと上げているところもありますよと。尾花沢ではその考えはないのかということでもありますけれども、こちらのほうも、県内のほうとの調整をしてみいました。尾花沢市においては、総括質疑のほうでも私答弁しましたけれども、なかなかそういう、足りないという意見よりかは、補助になって大変良かったという声のほう聞こえてありますので、そこも含めて、市民の声を真摯にちょっと聞いていきたいなと、このように考えております。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

7,500円にアップしたということで、合計ではアップはしておるんですけども、尾花沢ではこれだけ上乘せしたんだということがあると、私たちも胸を張って市民に伝えられると考えておるんですけども、市民の声としては今、福祉課長が仰られたこともありますが、私が聞いているのは、風呂の回数を減らして、石油ストーブを燃やさないで、こたつに入るんだと。こたつも今度は電気代が値上げしておりますので、大変寒い冬を迎えるということになります。暖かい正月を迎えるように、それに応じた福祉灯油を今後検討していただきたいと思っております。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

ほかに、ご質疑ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第58号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第58号は、原案のとおり決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時03分

◎議長（青野隆一議員）

再開いたします。

次に、日程第23、議第59号「尾花沢市副市長の選任について」を議題といたします。

この際、お諮りいたします。本案については人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議第59号を採決いたします。本案の採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（青野隆一議員）

ただ今の出席議員は、議長を除いて13名であります。投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

◎議長（青野隆一議員）

投票用紙の配付もれは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

配付もれ、なしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長（青野隆一議員）

異常なしと認めます。

この際、念のために申し上げます。投票は、無記名投票であります。本案を可とする議員は白票を、本案を否とする議員は青票を、赤い封筒に入れて、点呼に応じて順次投票願います。

なお、賛否を明らかにしない投票は否とみなしますので、ご注意ください。即ち、投票用紙を投票しない場合、また投票用紙の白票、青票、両方を同時に投票した場合は、賛否を明らかにしないので、否とするものとみなします。

これより、事務局長補佐に点呼を命じます。

◎事務局長補佐（庄司裕樹君）

命によりまして点呼を行いますが、点呼の前に、私から投票方法について再度ご説明申し上げます。

ただ今、お手元に配付いたしましたものは、白票1票、青票1票と、票を入れる小さい赤い封筒1枚でありますので、ご確認願います。

投票の方法は、私から議席番号順にお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は、投票しようとする票を小さい赤い封筒に入れ、そのまま投票箱に投票願います。

投票しない票は、茶色の封筒に入れたまま、机の上に置いてください。投票終了後に回収いたします。

なお、重ねて申し上げます。議案に賛成の方、即ち同意することに賛成の方は、白い色の票を投票してください。議案に反対の方、即ち同意することに反対の方は、青い色の票を投票してください。賛否を明らかにしない投票は、否とみなしますので、ご注意ください。即ち投票用紙を投票しない場合、また投票用紙の白票、青票、両方を同時に投票した場合は、賛否を明らかにしないので、否とするものとみなします。

これより点呼を行います。1番 菅野修一議員。2番 星川薫議員。3番 安井一義議員。4番 菅野喜昭議員。5番 大類好彦議員。6番 小関英子議員。7番 塩原未知子議員。8番 伊藤浩議員。9番 鈴木裕雅議員。10番 鈴木清議員。11番 和田哲議員。12番 奥山格議員。13番 鈴木由美子議員。以上で、点呼を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

投票もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

投票もれ、なしと認めます。投票を終了いたします。

残りの投票用紙を回収いたします。

〔投票用紙回収〕

◎議長（青野隆一議員）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議長（青野隆一議員）

これより、開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に4番 菅野喜昭議員、8番 伊藤浩議員、13番 鈴木由美子議員、以上の3名を指名いたします。

開票を命じます。開票立会人の立会いを願います。

〔開票〕

◎議長（青野隆一議員）

投票の結果を報告いたします。投票総数13票。これ

は先ほどの議長を除いた議員数に符合しており、全て有効投票であります。そのうち、本案を可とするもの白票13票、以上のとおり全員が賛成であります。よって、本案は、これを同意することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時21分

和4年9月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉 会 午前11時26分

◎議 長（青 野 隆 一 議員）

再開いたします。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。

慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

この際、市長より発言の申し出がありますのでこれを許します。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市 長（結 城 裕 君）

9月定例会の閉会に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、去る9月5日から18日間にわたり、慎重にご審議を賜り、提出いたしました各種重要案件につきまして、原案のとおりご可決をいただき、厚く御礼申し上げます。審議を通して賜りましたご意見を十分尊重し、新副市長、教育長と一丸となって事業に取り組んでまいります。

さて、9月25日に国道347号絆交流事業として、ツール・ド・347が開催されます。今年は、宮城県加美町やくらいを発着点とし、尾花沢市を通り、大石田町で折り返すコースとなっています。3年ぶりの開催となりますが、当日は、気持ちの良い秋晴れの中、本市の景色を楽しみながら走っていただければと思っております。また、10月8日、9日には四大まつりの1つである、尾花沢もっとまるだし未来まつりが予定されています。こちらは、台風の影響もあり4年ぶりの開催となりますが、市民の皆様楽しんでもらえるよう祈念いたします。

結びに、最近秋の気配も色濃くなり、気温変化の大きい日が続いております。議員の皆様方には、くれぐれも体調を崩さぬようご自愛いただき、市政発展に尚一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会にあたってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎議 長（青 野 隆 一 議員）

以上で、本日の会議を閉じます。これをもって、令